

市町村で定める農業振興地域整備計画(マスタープラン・農用地利用計画)の変更には3種類あります。

| 軽微変更      |  |
|-----------|--|
| ・概要       | 農業振興地域整備計画の軽微な変更のこと<br>青地の用途変更(農地→農業用施設用地)や地域の名称の変更などを行います |
| ・変更例      | 農業用施設の設置、大字の新設など   |
| ・受付時期     | 随時変更・定期変更以外の期間   |
| ・変更手続き期間* | およそ1ヶ月   |

| 随時変更      |  |
|-----------|--|
| ・概要       | 緊急性があり、必要が生じた農業振興地域整備計画の変更のこと<br>農用地区域(青地)から農用地区域外(白地)に変える除外、農用地区域外(白地)から農用地区域(青地)に変える編入を行います<br>また、軽微変更に該当する変更を受け付けることもできます |
| ・変更例      | 住宅など(除外)、果樹経営支援対策事業など(編入)  |
| ・受付時期     | 年2回(3月・8月)   |
| ・変更手続き期間* | およそ8ヶ月   |

| 定期変更      |  |
|-----------|--|
| ・概要       | 農業振興地域整備計画の全体的な見直しのこと<br>マスタープランの基本的事項の変更や青地に該当しない土地の除外、青地面積の精査などを行います |
| ・変更例      | 道路・電柱用地の除外、地籍調査等による青地面積の修正など   |
| ・受付時期     | おおむね5年に1回  |
| ・変更手続き期間* | およそ1年  |

\*…期間はあくまで目安のため、長期間を要する場合があります。